○関東地方整備局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十八日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年関東地方整備局告示第二百九十八号桶川都市計画道路事業三・三・二十九号加納線

三　事業施行期間　自平成二十四年八月十七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十八日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第三百七十六号宇都宮都市計画道路事業三・三・一号鹿沼宇都宮線

三　事業施行期間　自平成十七年七月二十八日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十七年関東地方整備局告示第三百七十六号及び平成二十四年関東地方整備局告示第四十四号の事業地のうち下栗町及び石井町を下栗町字東原、字石井境及び字守子塚並びに石井町字下栗境に改める。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十八日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年関東地方整備局告示第三百三十八号宇都宮都市計画道路事業三・二・百一号大通り

三　事業施行期間　自平成二十年十月三日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十年関東地方整備局告示第三百三十八号の事業地のうち一ノ沢町を一ノ沢町字行人塚に、宝木町一丁目を宝木町一丁目字六軒に改める。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十八日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前 変更後	敷地の幅員	延長
相模原市緑区小渕字与孫二一四一番一地先から同市緑区小渕字大道下一九五二番まで	前	六・三九～一五・〇六メートル	〇〇・三七七キロメートル
	後	一〇・二三～三一・四六メートル	〇・三七七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○中国地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十八日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前 変更後	敷地の幅員	延長
周南市大字戸田字出合一三七六番一から同市大字戸田字北椿坪四〇二一番一まで	前	二八・〇〇～一五四・〇〇メートル	二・二二八キロメートル
	後	二七・〇〇～一五四・〇〇メートル	二・二二八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十八日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	周南市大字戸田字戸田山北三二六一番一から同市大字戸田字戸田山北三二八六番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月十八日

○九州地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十八日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号	竹田市大字拝田原字山下二五八番一から同市大字拝田原字上津留四五二番一まで	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月十八日